

3 大綱の概要

報告書で示された基本的考え方や施策の方向性を踏まえ、政府は新たな大綱を令和6年9月13日に閣議決定した。以下、大綱に盛り込まれた主な施策等を紹介する。

(1) 年齢に関わりなく希望に応じて活躍し続けられる経済社会の構築

年齢に関わらない活動機会の拡大という観点では、自己啓発を実施した労働者の割合が20代以上において年齢層が高くなるほど低くなっていることや、高齢期の就業意欲も高い状況にあること、地域における社会参加活動を進めるために必要なこととして簡単に社会参加活動に参加できる仕組みや実施されている社会参加活動内容の周知・広報、社会参加活動を行うことのできる場の提供を挙げる人が多いこと等を踏まえ、高齢期を見据えたスキルアップやリ・スキリングの推進、企業等における経験やスキルに基づく配置、成果に基づく評価・処遇等に関する専門家の助言など雇用の質の向上のための環境整備、ハローワークのマッチング強化等の多様な就業機会の提供、地域社会の担い手確保に向けたプラットフォームの構築等の施策を盛り込んだほか、働き方に中立的な年金制度の構築を目指して、更なる被用者保険の適用拡大等に向けた検討を進めることとした。

また、高齢社会に関するあらゆる世代の理解の促進という観点では、年齢層が高いほどインターネット利用率が低いこと、年齢層が低いほど社会保障制度への関心が低いこと、年齢層が高いほど金融教育を受けた経験があると回答した人が少ないこと等を踏まえ、幅広い世代における加齢に関する理解の促進、高齢期のデジタル・デバイドの解消、早い段階からの社会保障

教育やライフステージに応じた金融経済教育の推進等の施策を盛り込んだ。

(2) 一人暮らしの高齢者の増加等の環境変化に適切に対応し、多世代が共に安心して暮らせる社会の構築

一人暮らしの高齢者の増加等に対応できる環境の整備という観点からは、医療・介護の複合ニーズが高まる85歳以上人口が増加を続け令和42年には1,170万人まで達する見込みであること、65歳以上の要介護者数の増加に伴い、更なる介護職員の確保が必要と見込まれていること、介護離職等により約9.2兆円もの経済損失が生じているとの試算があること等を踏まえ、まず、地域包括ケアシステムの構築の一層の推進を図ることとした。この点に関連し、大綱策定後、第217回通常国会において、地域医療構想について、令和22年頃を見据えた医療提供体制の確保のため、入院医療だけでなく、外来・在宅医療、介護との連携、人材確保等を含めた地域の医療提供体制全体の課題解決を図る新たな地域医療構想とすること等を内容とする、「医療法等の一部を改正する法律案」が提出されている。その他、介護人材の確保の推進、介護現場の生産性向上、仕事と介護を両立できる雇用環境の整備等の推進、身寄りのない高齢者等の支援の充実等の施策も盛り込んだ。身寄りのない高齢者等への必要な支援の在り方については、現在、厚生労働省が開催する地域共生社会の在り方検討会議等において検討が進められている。

現役世代（若年・中高年層）も含め、単身高齢者等が孤独・孤立の状態となることの予防に資する取組については、孤独・孤立対策を担当する内閣府特命担当大臣の下に「安心・つながりプロジェクトチーム」を開催し、検討が進め

られている。

また、高齢者の入居について賃貸人の約7割が拒否感を有していること、空き家数がこの20年間で約1.8倍の385万戸に増加していること、老後の生活の不安として移動が困難になることを挙げる人の割合が人口規模の小さい市町村ほど高くなっていること等を踏まえ、住宅・福祉等の関係者が連携した地域における総合的・包括的な居住支援体制の整備等を通じた居住支援の充実、空き家の有効活用等の空き家対策の推進、地域公共交通の「リ・デザイン」の加速化や自動運転技術の社会実装に向けた取組の推進等による地域における移動手段の確保等の施策を盛り込んだ。

(3) 加齢に伴う身体機能・認知機能の変化に対応したきめ細かな施策展開・社会システムの構築

身体機能・認知機能の変化に配慮した環境の整備という観点からは、まず、令和22年には65歳以上の認知症の人の数が584.2万人にまで達する見込みであること等を踏まえ、認知症基本法に基づき、認知症基本計画を策定し、認知症の理解増進や早期発見・対応のための関係機関間の連携強化等の施策の総合的かつ計画的な

推進を図ることとしたほか、個人情報を円滑に共有しうる枠組み（消費者安全確保地域協議会等）への金融機関の参加の促進による必要な支援につなぐ取組の推進等、金融経済活動における認知機能の低下した人への支援強化等の施策を盛り込んだ。なお、認知症基本計画については、大綱策定後、令和6年12月3日に閣議決定された。

また、加齢に伴う難聴等感覚器機能の低下については、早期スクリーニングや定期ケアの重要性について、普及啓発を図ることとした。その他、認知機能の変化に応じた交通安全対策の推進や高齢期の特性に配慮した防災・防犯対策の推進等の施策を盛り込んだ。

(4) 数値目標及び参照指標

(1)～(3)で挙げた施策を含め、大綱に盛り込まれた内容の計画的かつ効果的な推進等の観点から、大綱では、施策の進捗状況や施策に関連する社会状況等の把握等のため、数値目標及び参照指標を設定している。また、施策の進捗状況の検証・評価を踏まえ、必要な改善を行うための仕組みの構築を図ることとしている。

図2-3-2 高齢社会対策大綱（令和6年9月13日閣議決定）（概要）

【概要】 高齢社会対策大綱（令和6年9月13日閣議決定）

目的及び基本的考え方

1. 大綱策定の目的

- 「高齢社会対策」は、高齢者を支えるための取組だけでなく、**高齢者の割合が大きくなる中で持続可能な社会を築いていくための取組**。
- 我が国は世界に類を見ないほどのスピードで高齢化が進み、今後更に進展(高齢化率：29.1%(2023年)⇒38.7%(2070年))、人口構成や社会構造の変化に伴い、経済社会の担い手の不足(生産年齢人口は2040年までに約1,200万人減少)、経済規模の縮小のほか、一人暮らしの高齢者の増加等のライフスタイルの変化や認知機能が低下する人の増加等に伴う様々な影響や課題が懸念。
- 一方、我が国の平均寿命は世界で最も高い水準となり、高齢者の体力的な若返りも指摘。65歳以上の就業者は増加し続け、意欲も高い。
⇒年齢によって分け隔てられることなく、若年世代から高齢世代までの全ての人が、それぞれの状況に応じて「支える側」にも「支えられる側」にもなれる社会を目指し、全世代の人々が「超高齢社会」を構成する一員として、希望が持てる未来を切り拓いていくことが必要。

2. 基本的考え方

- (1) **年齢に関わりなく希望に応じて活躍し続けられる経済社会の構築**
- (2) **一人暮らしの高齢者の増加等の環境変化に適切に対応し、多世代が共に安心して暮らせる社会の構築**
- (3) **加齢に伴う身体機能・認知機能の変化に対応したきめ細かな施策展開・社会システムの構築**

生涯を通じて活躍できる環境の整備

1. 年齢に関わらない活動機会の拡大

<背景>

- 自己啓発を実施した労働者の割合は、**20代以上では年齢層が高くなるほど低く、「60代以上」は約2割**。
- 現在収入のある仕事をしている60歳以上の人について、「働けるうちにはいつでも」との回答が約4割、「70歳くらいまで」又はそれ以上まで働き続けたいとの回答を合計すると約9割に上る。
- 行政が力を入れるべき生涯学習の取組について、**40代・50代では「インターネットを利用したオンライン学習の充実」が約5割、60代以上では「公民館等の開放などの学習のための施設の増加」が約4割**でそれぞれ最多。
- 地域における社会参加活動を進めるために有効だと思ふ施策について、約4割が「簡単に社会参加活動に参加できる仕組み」、約3割が「実施されている社会参加活動内容の周知・広報」と回答。

<大綱に盛り込む基本的施策>

- 高齢期を見据えたスキルアップやリ・スキリングの推進**（就業・所得）
- 企業等における**経験やスキルに基づく配置、成果に基づく評価・処遇等に関する専門家の助言等の雇用の質の向上のための環境整備**（就業・所得）
- 就業支援や高齢期のニーズに応じた**ハローワークのマッチング強化等の多様な就業等の機会の提供**（就業・所得）
- 多様な主体の連携により**地域社会の課題解決に取り組むためのプラットフォームの構築**、地域の仕事や活動等を各人の都合に合わせて**モザイク型のジョブマッチング**を行う仕組みの構築による**地域社会の担い手確保**（学習・社会参加）
- 老人福祉センター等の**地域の身近な場やオンライン**における**学習機会の充実**（学習・社会参加）等

2. 高齢社会に関するあらゆる世代の理解の促進

<背景>

- インターネット利用率は年齢層が高くなるほど低い。
(60代:90.2%、70代:67.0%、80歳以上:36.4%)
- 20代の73.5%が、社会保障制度に「全く関心がない」「あまり関心はない」と回答。また、学校等で金融教育を受けた経験がある人の割合は、**18～29歳では13.9%、60～79歳では5.4%**に留まる。

<大綱に盛り込む基本的施策>

- 幅広い世代における**加齢に関する理解の促進**（学習・社会参加）
- 携帯ショップや公民館等における講習会の実施等、**デジタル等のテクノロジーに関する学びの充実**による**高齢期のデジタル・デバイドの解消**（学習・社会参加）
- 早い段階からの**社会保障教育**、ライフステージに応じた**金融経済教育の推進**（学習・社会参加）等

一人暮らしの高齢者の増加等に対応できる環境の整備

<背景>

- 医療・介護の複合ニーズが高まる**85歳以上人口は増加**を続け、**2060年には約1,170万人**となる見込み。(2023年：約670万人)
- 2040年度までに更に57万人の介護職員の確保が必要**と見込まれる。
- 介護離職者数は年間約10万人で推移**。2030年の介護離職等による**経済損失額は約9.2兆円**。
- 65歳以上の一人暮らしの人の数は、2040年には2020年より370万人増加し、約1,041万人**となる見込み。
- 近年持家率は20～50代で低下傾向。高齢者の一人暮らしが増加する中、高齢期の住宅の確保に対するニーズは高まる。一方、**高齢者の入居については、賃貸人の約7割が拒否感**。住み替えのピークは**75～85歳**と遅く消極的な住み替えも。
- 使用目的のない**空き家は、この20年間で1.8倍の385万戸**に増加。
- 60代以上の老後生活の不安として「移動が困難」と回答の割合は、人口規模の少ない市町村ほど多く、人口5万人未満では7割強**。

<大綱に盛り込む基本的施策>

- 在宅医療や在宅介護の質・量両面での充実を含めた**地域包括ケアシステムの構築**の一層の推進（健康・福祉）
- 処遇改善や介護の仕事の魅力向上等を通じた介護人材の確保**の推進（健康・福祉）
- 介護ロボットやICT機器等**テクノロジーを活用した介護現場の生産性向上**（健康・福祉）
- 仕事と介護を両立できる雇用環境の整備等の推進**（健康・福祉）
- 高齢者等終身サポート事業者の適正な事業運営の確保**や地域の社会資源を組み合わせた**包括的支援のコーディネート等の身寄りのない高齢者等の支援の充実**（健康・福祉）
- 住宅、福祉等の関係者が連携した**地域における総合的・包括的な居住支援体制の整備**等を通じた**居住支援の充実**（生活環境）
- 空き家の有効活用等の**空き家対策の推進**（生活環境）
- 地域公共交通の「リ・デザイン」の加速化や自動運転技術の社会実装**に向けた取組の推進等による**地域における移動手段の確保**（生活環境）
- 高齢社会の課題解決に資するAI技術の研究開発の促進**（研究開発等）等

身体機能・認知機能の変化に配慮した環境の整備

<背景>

- 65歳以上の認知症及びMCI（軽度認知障害）の人の数は今後増加し、**2040年にはそれぞれ584.2万人（有病率14.9%）、612.8万人（有病率15.6%）**となる見込み。(2022年：認知症 443.2万人（有病率12.3%）、MCI 558.5万人（有病率15.5%）)
- 特殊詐欺の被害者の約8割が65歳以上**。
- 75歳以上の運転者による死亡事故件数は最近増加傾向**にあり、2023年は**384件の死亡事故**が発生。
- バリアフリー化やユニバーサルデザイン化の進捗状況について、「**十分進んだ**」又は「**まあまあ進んだ**」と回答した人は、**60代・70代で3割程度にとどまっている**。
- 市町村における避難行動要支援者の**個別避難計画**について、**未着手が全体の約8%**であるなど地域差がある。

<大綱に盛り込む基本的施策>

- 認知症基本法に基づく、認知症の理解の増進や早期発見・対応のための関係機関間の連携強化等の施策の総合的かつ計画的な推進**（健康・福祉）
- 加齢による**難聴等の早期スクリーニング**や定期的ケア、**地域や職場の理解促進**、感覚を拡張・代替する**テクノロジーの活用**等による**身体機能・認知機能の状態に関わらず生活しやすい環境整備**（健康・福祉）
- 個人情報や円滑に共有し得る枠組み**（消費者安全確保地域協議会等）**の金融機関の参加の促進**による必要な支援につなぐ取組の推進等、金融経済活動における**認知機能の低下した人への支援強化**（生活環境）
- 地域協議会の設置促進や消費生活相談のDX等**の相談体制の充実による**消費者被害の防止**（生活環境）
- 運転免許証の自主返納をしやすい環境整備**や**サポートカー限定免許の推奨**等の**認知機能の変化に応じた交通安全対策の推進**（生活環境）
- 情報アクセシビリティや建築物等の**バリアフリー化の推進**（生活環境）
- 高齢期の特性に配慮した防災・防犯対策**の推進（生活環境）等

今後の高齢社会対策の推進に当たって

- 関係行政機関間の緊密な連携・協力、施策相互間の十分な調整、各分野における数値目標及び参照指標の設定
- 施策の推進状況の検証・評価を踏まえ、必要な改善を行うための仕組みの構築
- 地域の企業・団体やNPO等の多様な主体との連携等により、地方公共団体における地域の特性を活かした施策の展開を後押し